

近すぎませんか？

Too Close to Bears?



国立公園・国定公園の特別地域では、
ヒグマへの接近・つきまとい・餌やりは
違法行為になりました。

自然公園法が改正され、令和4年4月1日から、国立公園又は国定公園の特別地域、
海域公園地区又は集団施設地区内において、みだりにヒグマなどの野生動物（鳥類又は哺乳類）に対して
餌を与えること、著しく接近すること、つきまとうことが規制対象となりました。
中止指示に従わなければ、30万円以下の罰金が科される場合があります。

もっと
知りたい方は
こちらへ



なぜ、野生動物への著しい 接近・つきまとい・餌やりが 規制されたのか

～知床のヒグマの例～

世界自然遺産地域である知床国立公園は、世界有数のヒグマの生息地であり、年間約 170 万人の観光客が訪れます。

そのため、国立公園を訪れた観光客の前にヒグマが姿を現すこともめずらしくありません。

“ヒグマを近くで見たい・撮りたい” という欲求から、一部の観光客やカメラマンによるヒグマに対する過度な接近や餌やり等が後を絶ちません。

本来ヒグマは人を警戒して近づこうとはしませんが、人による過度な接近や餌やり等を繰り返すことにより、人を恐れない“人なれ”ヒグマへと変わってしまいます。

人なれしたヒグマは、自ら人や車両に近づいたり、人の荷物を物色したりするようになり、「問題グマ」と判断されます。そして、人間への危害を及ぼすおそれが高い場合には、やむなく捕殺されます。

このため、環境省など関係機関が連携して、ヒグマを人なれさせる行為を止めるよう注意喚起を行ってきましたが、注意に従わない観光客やカメラマンが少なくありません。

こうした状況を踏まえ、自然公園法が改正され、令和4年4月1日から、国立公園又は国定公園の特別地域等において、『野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為』として、野生動物への著しい接近等が規制されることになりました。環境省職員の中止指示に従わず、これらの行為をやめない場合には、30 万円以下の罰金が科される場合があります。

人とヒグマのより良い関係のために、ヒグマとは一定距離を保つようお願いします。



ヒグマに近づき過ぎる観光客やカメラマン



たびたび発生する「クマ渋滞」

車の中でのぞき込むヒグマ



ザックをくわえるヒグマ



人なれした結果、問題グマとして最終的に捕殺されたヒグマ



規制対象と
なった行為[※]



野生動物への
著しい接近
つきまとい



野生動物への
餌やり

[※] ヒグマに限らず、野生動物（鳥類又は哺乳類）に対する同様の行為は、規制対象になる可能性があります。
ただし、行政機関等が事業として行う希少種保全のための給餌など、社会通念上、正当な理由がある場合には規制対象とはなりません。